

フィリピンにおける新たな隔離措置の概要

IATF(新型コロナウイルス感染対策のための省庁横断タスクフォース)の関連決議概要(仮訳)

【出所】 IATF 決議 35、36、37(及び Omnibus Guidelines) <https://www.covid19.gov.ph/issuances/>
 ロケ大統領府報道官記者会見資料(2020年5月13日)【別添1】

【隔離措置の種類(上に行くほど厳格な制限)】

ECQ(Enhanced Community Quarantine) 強化されたコミュニティ隔離措置	(ビサヤ地方) セブ市、マンドラウエ市
MECQ(Modified Enhanced Community Quarantine) 修正を加えた、強化されたコミュニティ隔離措置	(ルソン地方) マニラ首都圏、パテロス町 中部ルソン地域(バターン州、ブラカン州、 ヌエヴァ・エジハ州、パンパンガ州、 サンバレス州、アンヘレス市) カラバルソン地域(ラグーナ州)
GCQ(General Community Quarantine) 一般的なコミュニティ隔離措置	上記以外の地域
MGCQ(Modified General Community Quarantine) 修正を加えた、一般的なコミュニティ隔離措置	なし

【適用期間】 2020年5月16日～2020年5月31日

【認められる業種や活動】

(全般)

	ECQ	MECQ	GCQ	MGCQ
人	自宅に滞在		症状が悪化しやすい高齢者、感染を媒介しやすい若年者は、自宅に滞在	制限なし
運動	不可	マスクを着用し、2mの距離を確保した上で、限られた屋外スポーツ可能(ウォーキング、ジョギング等) GCQでは高齢者等も運動のために外出可能。		接触の限られたスポーツは可能 (ゴルフ、テニス等)
集会	不可	5名まで可	10名程度まで可	会場定員の半分まで可
移動	公共交通運休、航空は限られた国際便のみ	航空:限られた国際便のみ 管理されたインバウンド旅行(フィリピン人の帰国) 自転車など動力装置のない交通手段を奨励 島を結ぶ移動は不可	乗員間の距離を確保し、安全管理を徹底した上での公共交通運行 GCQ下の島を結ぶ移動可	通常通り運行 (ただし、乗員間の距離を1m以上確保)
学校	学校施設閉鎖		(基礎教育)2020年8月24日～2021年4月末を想定 (高等教育)2020年9月開講を想定 授業は最小限の運営	授業も可能 (衛生管理を徹底。地方自治体の了解が必要)
政府	最小限の人員が出勤、他は在宅勤務		変則的な対応(週40時間勤務、週4日勤務等)	全員出勤も可能 (代替勤務形態を推奨)

(交通規制) MGCQ では公共交通を通常運行(乗員間の間隔を 1m 以上確保)、私用交通は自由。

公私	交通手段	ECQ	MECQ	GCQ
公共	鉄道	不可	不可	可能(積乗員数に制限あり)
	バス			
	ジープニー			
	タクシー			
	GRAB など TNVS			
	トライシクル		内務省または地方自治体のガイドラインによっては可能	
	公共シャトル	可能(感染対策等の現場関係者用)	可能	
私用	私用シャトル	陸運局から認可を得てシャトルを借り上げ (MECQ は定員の 50%まで搭乗可能)		可能
	私用車	関係当局から認可された事業/活動に従事する者 (MECQ は座席 1 列当たり乗員 2 名まで)		
	自転車	不可	1 名のみ	
	バイク			
	電動スクーター			

(MECQ 適用地域での建設工事に関する留意点)

【所管官公庁】	公共工事: 公共事業道路省	民間工事: 地方自治体、労働省(労働基準)
【施工前の準備事項】 ・病歴のない 21 歳～59 歳に限る ・施工者負担で事前に検査 ・現場詰所に隔離施設を設け、感染の疑いのある従業員が発生したら私用シャトルで輸送する。 ・現場の従業員は通行パスを取得する。	【工事中に行うこと】 ・現場詰所内も含め、従業員間で 1m 以上の距離を確保する ・毎日、消毒を行う。 ・工事現場からの外出は最小限とする。 ・工事現場に入ってきた者に検疫を義務付ける。 ・配達や廃棄は別のチームが行う。 ・各従業員に個人防護服を支給する。 ・衛生管理監督者を配置する。	

【産業カテゴリー別の認可業種】

- 注釈： ○ 営業／操業が可能
 △ 50%まで出勤を伴う営業／操業が可能。他は在宅勤務で対応。
 × 営業／操業は不可
 ※ 「現地雇用または収益が多く、感染リスクの低い企業」

(第1種産業カテゴリー) ECQ、MECQ、GCQ、MGCQ のいずれにおいても、営業／操業が可能

農林水産業
必要不可欠な物資の製造 ・全ての食品及び飲料(非アルコール飲料のみ) ・衛生用品(石鹸、おむつ、消毒剤等) ・医薬品、ビタミン剤 ・医療用品(マスク) ・ペットフード、飼料、肥料
病院、診療所(皮膚科、歯科、眼科、耳鼻咽喉科など。美容関連クリニックは除く)。
必要不可欠な小売店(食料品店、マーケット、ドラッグストア等)
クリーニング店(セルフサービスを含む)
外食(テイクアウト、配達サービスのみ)、飲用水配達サービス
物流(荷役、倉庫、トラック、船会社など)
配達サービス
電力、エネルギー、水、通信、空調、水の収集／供給、廃棄物処理、下水(浄化槽の排出を除く。害虫駆除、生ごみ収集等は含む)
機器の修理及び設置
通信企業(インターネット・サービス・プロバイダー、ケーブル・テレビ・プロバイダー、関係取引先)
エネルギー企業(関係取引先を含む)。変電、配電、保守、小売、運営、発電向け燃料の精製と貯蔵など。
ガソリン・ステーション
公共事業道路省が認定する建設作業員(感染対策の隔離措置用施設、防災工事などに従事する者)
建設用の機器や資材を製造または取り扱う企業
マスメディア(ECQ では 50%以下の人員体制で営業可能)

(第2種産業カテゴリー) MGCQ は通常どおり営業/操業が可能。

業種	ECQ	MECQ	GCQ
その他の製造業 ・飲料(例:アルコール飲料) ・電気機械 ・木製品、家具 ・非金属製品 ・繊維製品、衣料品 ※ ・タバコ製品 ・紙及び紙製品 ・ゴム製品、プラスチック製品 ・コークス、精製した石油製品 ・その他の非金属鉱産品 ・コンピュータ、電気製品、光学製品 ※ ・電気器具 ※ ・機械、器具 ・自動車、トレーラー及びセミトレーラー ・その他の輸送機械 ・その他	×	△	○
セメント、鉄鋼	△		
鉱業、採石業		○	
電子商取引を行う企業	○		
郵便、クーリエ、配達サービス			
輸出企業(在宅勤務/職場または近隣における従業員の宿泊施設の確保/職場近隣の宿泊施設と職場を結ぶ従業員用シャトルサービス手配が営業/操業の条件)		○	
不動産事業(ECQ及びMECQ:賃貸借のみ。GCQ:賃貸借、売買、分筆、鑑定、墓地や納骨堂の開設)		△	
官民建設プロジェクト(下水、水道サービス施設、デジタル通信、保健施設など必要性の高い設備、食品製造、農業、エネルギー、住宅、通信、水道設備、製造業、IT-BPO 関連など優先度の高い案件) MECQは小規模案件を除く。	×	△	○
コンピュータや個人/家庭向け用品の修理		○	
ハウジング・サービス			
オフィス管理、オフィスサポート等のビジネス活動(コピー、請求書発行など)	×	△	
特殊目的のための宿泊サービス(保健関係者、政府が営業/操業を認めている業種に従事する者、OFW、強制的な隔離措置を行う必要がある OFW 以外の者)		○	
宿泊(ルソン地方において、2020年5月1日時点で予約を確保していた者、または、すでに長期の宿泊予約を確保していた者)			△
葬儀・遺体衛生保存サービス(葬儀場を除く)		△	
獣医クリニック			○
警備及び調査(Investigation)活動			
IT-BPO(ITを活用したビジネス・アウトソーシング・サービス)企業。 在宅勤務/職場または近隣における従業員の宿泊施設の確保/職場近隣の宿泊施設と職場を結ぶ従業員用シャトルサービス手配を営業/操業の条件とする。		○	
銀行、送金サービス、マイクロファイナンス、質屋(ECQ:送金サービスが可能な場合のみ)、信用組合 ※			
資本市場(中央銀行、証券取引所等) ※			
その他の金融サービス(両替、保険、再保険、非強制的年金基金)			
法務、会計サービス			
経営コンサルタント	×	△	○
建築、エンジニアリング、関連する技術的なテスト及び分析 ※			
科学研究開発			

(第3種産業カテゴリー) MGCQ では通常通り営業／操業が可能(※)

業種	ECQ	MECQ	GCQ
広告、マーケティング	×	△	○
コンピュータ・プログラミング(コード・ライティング、システム・デザインなど)、情報サービス活動(データ・プロセッシングなど) ※			
出版・印刷活動(新聞、書籍、繊維製品やガラス製品へのプリントなど)			
映画、音楽、テレビ番組の制作			
レンタル及びリース(不動産を除く。認可業種向け自動車や機械などの賃貸)	○		
認可業種に対する人材サービス(採用など)			
その他のサービス(写真、デザインなど)	×	△	○
自動車、バイク、自転車、及び部品の卸売・小売			
自動車、バイク、自転車の修理(タイヤの加硫処理、バッテリー修理など)			
ショッピングモール、商業施設(娯楽目的以外の小売店舗)			
レストラン(配達とテイクアウトのみ)		△	
理容店、美容室		×	
ハードウェア販売店	×	△	○
衣料品、アクセサリー販売店			
商業施設内の政府窓口、感染対策活動			
書店、文房具店			
ベビー用品店			
ペットフード、ペット用品、情報通信機器、電気機器の販売店			
花、宝飾品、ノベルティグッズ、アンティーク、香水の販売店			
玩具店(子供向けプレイルームやアミューズメント施設は閉鎖)			

※ MGCQ では、理髪業、美容室、一部のパーソナルケア(ネイルなど)は、定員数の 50%以下で営業できる。
また、スーパーマーケット、食料品店、調理済食品販売店の店内イートインコーナーは席数の 50%以下でサービス可能とする。

(第4種産業カテゴリー)

ECQ、MECQ、GCQ のいずれにおいても営業／操業を禁止

MGCQ では通常の 50%の人員体制で営業可能。

フィットネスジム、スポーツ施設
娯楽産業(映画館、劇場、カラオケ・バーなど)
子供向けアミューズメント産業(プレイルーム、遊具など)
図書館、美術館、博物館、その他の文化的施設
観光施設(遊泳場、ビーチ、リゾート施設など)
旅行代理店、旅行添乗員、旅行に関する予約サービス等
パーソナル・ケア(マッサージ、サウナ、美顔、ワックスなど)

【参考 1】 新型コロナウイルス感染対策に関する各省政令を包括する指針(Omnibus Guidelines)
(大統領令第 112 号により 5 月 15 日施行)

(出所) フィリピン政府 新型コロナウイルス感染対策ウェブサイト
https://www.covid19.gov.ph/wp-content/uploads/2020/05/Omnibus-Guidelines-v2-SOH_signed.pdf

(本文)

第1節 用語解説(略)

第 2 節 強化されたコミュニティ隔離措置(Enhanced Community Quarantine)

1. 本措置の施行期間中にわたり、公衆衛生基準を順守しなければならない。
2. 各世帯で厳格な隔離措置が行われるとともに、移動は生活維持に必要な不可欠な物資やサービスを利用するか、後述する業務の事業所で勤務するためだけに限定される。
3. 21 歳未満または 60 歳以上の者、免疫不全や合併症等の健康リスクを持つ者、妊婦は、生活維持に必要な物資やサービスを利用したり、認可された事業所で勤務したりするために必要な場合を除いて自宅にとどまるものとする。
4. 以下の業種に限り、必要最小限の人員体制で営業／操業できる。また、これらの業務に従事する者が ECQ 内で移動することは認められる。
 - a. 政府機関、地方自治体
 - b. 外務省が認可する外交団及び国際機関の職員が外務省のガイドラインに沿って行う活動
 - c. 農林水産業に従事する者
 - d. 生活に必要な不可欠な物資やサービスを提供する民間の事業者、食品と医療用品の生産に関わる事業者(公設市場、スーパーマーケット、食料品店、コンビニエンスストア、クリーニング店、テイクアウトと配送サービスのみのお食店、飲用水の補給サービス、病院、歯科、眼科、薬局、ドラッグストア等)。歯科は診察者、患者共に防護服を着用すること。
 - e. 食品と医療用品(石鹸、洗剤、おむつ、生理用品、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、消毒剤等)の生産。操業人員の上限は、食品が原則として 50%、医療用品は 100%。
 - f. 生活に必要な物資の配送サービス(外部委託も可能)
 - g. 銀行、送金サービス、マイクロファイナンスを行う機関、信用組合、現金輸送サービス(ただし、送金サービスを提供できない質屋は除く)
 - h. 資本市場(中央銀行、証券取引所等)
 - i. 電力、エネルギー、水、IT、通信の施設運営と供給、廃棄物処理、不動産やビルの管理
 - j. 電力業界全般、石油・石炭・石油製品の調達及び貯蔵・加工・供給
 - k. 通信会社、インターネットプロバイダー、ケーブルテレビ
 - l. IT-BPO(IT を活用したビジネス・アウトソーシング・サービス)企業と輸出主体の事業者。ただし、在宅勤務、職場または近隣における従業員の宿泊施設の確保、職場近隣の宿泊施設と職場を結ぶ従業員用シャトルサービス手配のいずれかを行うことが、営業／操業の前提条件となる。
 - m. 航空会社及び航空機整備、海運会社及び船舶整備、航空機と船舶の乗務員
 - n. マスメディアは正社員数の 50% 以内で運営する。
 - o. 公共事業道路省が認可する隔離施設、医療施設、災害対策工事等の建設作業員
 - p. 建設機器を製造・供給する事業者
 - q. MRT3 号線改修など 13 の鉄道工事に従事する、運輸省が認可する建設作業員
 - r. フィルポスト(郵便)の従業員
 - s. 統計庁の職員。統計処理のほか、国民 ID 番号システム導入の準備。
 - t. 葬儀・遺体衛生保存サービス。当局指示によっては関係者の宿泊施設を手配した上でクローズド・サービスを行う場合もある。

- u. 人道支援を行う団体のスタッフ
 - v. 葬儀を行う際の牧師など宗教関係者
 - w. 獣医
 - x. 警備員
5. 国会、法廷、オンブズマン事務所、憲法委員会は最小限または代替的な勤務体制で運営する。
6. ホテルまたは類似施設は、営業を禁じる。ただし、以下の者に対しては、宿泊提供のみ可能。
- a. (ルソン地方以外のみ)2020年5月1日現在で予約を確保していた外国人
 - b. すでに長期の宿泊予約を確保していた者
 - c. 困窮した OFW(フィリピン人の海外就労者)、身動きの取れないフィリピン人や外国籍の者
 - d. フィリピンに帰還し、所定の隔離措置を受ける OFW
 - e. OFW 以外で、強制的な隔離措置を行う必要がある者
 - f. 保健関係者など、政府が営業／操業を認めている業種に従事する者
7. 大規模な集会(映画上映会、コンサート、スポーツ行事、その他の娯楽活動、地域共同体の集会、宗教に関する集会、不要不急のビジネスに関する集会)は禁止する。
8. 物理的な授業は中止する。
9. 公共交通は運休とする。ただし、新型コロナウイルスの感染対策に従事している関係者の輸送、認可された事業者の従業員送迎サービスはこの限りではない。
- 10~11. 略
12. 検問所を通過する際、IATF ID は引き続き有効だが、これを補完するものとして(QRコードで認証を行う)RapidPass ID も申請できる。また、貨物輸送車や公益事業、IT-BPO、輸出企業が業務に使用する車に ID システムは適用されない。
13. 給与支払手続きも極力オンライン対応を勧奨するものの、対応が難しい場合は、給与支払い業務のための出勤を認める。
14. その他の特例措置は、これまで大統領府から発出された IATF の決議等による。

第3節 修正を加えた、強化されたコミュニティ隔離措置 (Modified Enhanced Community Quarantine)

1. 本措置の施行期間中にわたり、ECQと同様に、公衆衛生基準を順守しなければならない。
2. 各世帯で厳格な隔離措置が行われるとともに、移動は生活維持に必要な不可欠な物資やサービスを利用するか、後述する業務の事業所で勤務するためだけに限定される。
3. 21歳未満または60歳以上の者、免疫不全や合併症等の健康リスクを持つ者、妊婦は、生活維持に必要な物資やサービスを利用したり、認可された事業所で勤務したりするために必要な場合を除いて自宅にとどまるものとする。
4. 第2節第4項に挙げた業種については、ECQと同じ条件で営業／操業が認められる。ただし、以下の業種は、通常(100%)の人員体制で営業／操業できる。
 - a. マスメディア
 - b. セメントと鉄鋼の製造にかかわる事業所
 - c. IT-BPO企業と輸出企業。事業所内または近隣での宿泊施設手配は不要。
 - d. 鉱業、採石業
 - e. 電子商取引企業
 - f. 郵便、クーリエ、配達サービス
 - g. レンタル・リース(認可業種への車や機器等の賃貸。不動産の賃貸を除く)
 - h. 認可業種向け人材サービス(採用など)
 - i. コンピュータや家庭用品の修理
 - j.ハウジング・サービス
5. 以下の業種については、事務所、事業所、個人が通常の50%以下で営業／操業することを認める。なお、在宅勤務やフレキシブルな出勤シフトの導入を勧奨する。
 - a. その他の製造業
 - ・飲料(例:アルコール飲料)
 - ・電気機械
 - ・木製品、家具
 - ・非金属製品
 - ・繊維製品、衣料品 ※
 - ・タバコ製品
 - ・紙及び紙製品
 - ・ゴム製品、プラスチック製品
 - ・コークス、精製した石油製品
 - ・その他の非金属鉱産品
 - ・コンピュータ、電気製品、光学製品 ※
 - ・電気器具 ※
 - ・機械、器具
 - ・自動車、トレーラー及びセミトレーラー
 - ・その他の輸送機械
 - ・その他
 - b. 不動産及びリース
 - c. オフィス管理、オフィスサポート等のビジネス活動(コピー、請求書発行など)
 - d. その他の金融サービス(両替、保険、再保険、非強制の年金基金)
 - e. 法務、会計サービス
 - f. 経営コンサルタント
 - g. 建築、エンジニアリング、関連する技術的なテスト及び分析
 - h. 科学研究開発
 - i. 海外での就業に関する人材サービス(採用、あっせん)
 - j. 広告、マーケティング
 - k. コンピュータ・プログラミング、情報マネジメント・サービス活動

- l. 出版・印刷活動
 - m. 映画、音楽、テレビ番組の制作
 - n. 写真、各種デザイン
 - o. 車、バイク、自転車など乗用車(自動、人力を問わない)及び部品の卸売・小売
 - p. 上記oの乗用車及び部品の修理・メンテナンス
 - q. ショッピングモール、商業施設。ただし、貿易産業省のガイドラインに従う。
 - r. レストラン(配達とテイクアウトのみ)
 - s. ハードウェア販売店
 - t. 衣料品、アクセサリー販売店
 - u. 書店、文房具店
 - v. ベビー用品店
 - w. ペットフード、ペット用品の販売店
 - x. 情報通信機器、電気機器の販売店
 - y. 花、宝飾品、ノベルティグッズ、アンティーク、香水の販売店
 - z. 玩具店(ただし、子供向けプレイルームやアミューズメント施設は閉鎖)
 - aa. 火器と弾丸の取引所(当局指示を厳格に順守すること)
 - bb. 牧師や祈禱師など聖職者による家族向け宗教サービス(冠婚葬祭など。ただし、ソーシャルディスタンス確保、マスク着用など十分な衛生管理を行うこと)
6. 政府機関は最小限の出勤体制で運営し、他の職員は(在宅勤務など)代替的な方法で勤務する。
7. 外務省に認可された外交団と国際機関は最小限の出勤体制で運営できるが、(在宅勤務など)代替的な勤務形態の導入を強く勧奨する。
8. ホテルまたは類似施設は、営業を禁じる。ただし、以下の者に対しては、宿泊提供のみ可能。
- a. (ルソン地方以外のみ)2020年5月1日現在で予約を確保していた外国人
 - b. すでに長期の宿泊予約を確保していた者
 - c. 困窮した OFW(フィリピン人の海外就労者)、身動きの取れないフィリピン人や外国籍の者
 - d. フィリピンに帰還し、所定の隔離措置を受ける OFW
 - e. OFW 以外で、強制的な隔離措置を行う必要がある者
 - f. 保健関係者など、政府が営業／操業を認めている業種に従事する者
9. 映画上映会、コンサート、スポーツ行事など、未承認／不要不急／娯楽目的の集会は禁止する。所定の保健関連基準を順守することを前提に、5名以下であれば会合を開催できる(ただし、宗教的な会合は厳しく制限する)。
10. 物理的な授業は中止する。
11. 公共交通は運休とする。ただし、新型コロナウイルスの感染対策に従事している関係者の輸送、認可された事業者の従業員送迎サービスはこの限りではない。
12. 運輸省のガイドラインの下で、外出認定者が利用する民間事業者のシャトルバスや自家用車は運行が認められる。自転車など動力装置のない移動手段の利用を強く勧奨する。
13. 娯楽を目的とする事業所とサービスを除き、ショッピングモールと商業施設の営業を限定的に認める。営業可能な店舗やサービスは本節第4～5項に挙げた業種に限る。また、免疫不全や合併症などの健康リスクを有する者の進入は、個人または事業所にとって必要不可欠な物資の調達やサービスの利用を除き、認められない。
14. 第2節に挙げたほか、必要不可欠で優先度の高いプロジェクトの建設工事も、公共事業道路省の建設安全ガイドラインを遵守することを前提として、認められる。ただし、公共事業道路省が小規模と定義したプロジェクトの工事は認められない。

15. MECQ においては、以下の営業を禁止する。
 - a. 観光施設(遊泳場など)、旅行の予約など関連サービス
 - b. 娯楽産業(映画館、劇場、カラオケ・バーなど)
 - c. 子供向けアミューズメント産業(プレイルーム、遊具など)
 - d. 図書館、美術館、博物館、その他の文化的施設
 - e. フィットネスジム、スポーツ施設
 - f. パーソナル・ケア(マッサージ、サウナ、美顔、ワックスなど)

16. 給与支払い、RapidPass システム、人道支援関係者の使用する車や ID カードに関する ECQ 下でのルールは、MECQ でも同様に適用される。

17. マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保といった保健関連基準を順守することを前提として、ウォーキング、ジョギング、ランニングや自転車など、屋外における個人の運動は認められる。

18. その他については、ECQ に準ずる。

第4節 一般的なコミュニティ隔離措置 (General Community Quarantine)

1. 本措置の施行期間中にわたり、公衆衛生基準を順守しなければならない。
2. 移動は生活維持に必要な不可欠な物資やサービスを利用するか、後述する業務の事業所で勤務するか、いずれかの場合に限定され、娯楽目的の移動は一切禁止される。
3. 21歳未満または60歳以上の者、免疫不全や合併症等の健康リスクを持つ者、妊婦は、生活維持に必要な物資やサービスを利用したり、認可された事業所で勤務したりするために必要な場合を除いて自宅にとどまるものとする。
4. 政府機関職員は、代替的な勤務形態が敷かれている場合を除き、通常通り勤務できる。
5. 外務省に認可された外交団と国際機関は通常の50%で運営できるが、フレックスタイムや在宅勤務など代替的な勤務形態の導入を強く勧奨する。
6. GCQ下で営業／操業を認める業種と条件は以下のとおり。各業種の具体的な内容は、貿易産業省が別途発出した文書(※)を参照されたい。
 - a. 第1種産業(100%)
電力、エネルギー、水道などのユーティリティ、農林水産業、食品製造業及び食品のサプライチェーンに関わる事業(スーパーマーケットや食料品店のような小売店、テイクアウトや配送サービスを通じた飲食店、食品配送サービス、健康管理に関する店舗、物流、IT、通信、メディア)。
 - b. 第2種産業(50~100%。ただし、代替的な勤務形態を極力導入すること)
鉱業、製造業、電子商取引、配送、維持管理・修理、住宅やオフィスの運営維持に関するサービス。
 - c. 第3種産業(最大50%。ただし、代替的な勤務形態を極力導入すること)
金融サービス、法務・会計・監査サービス、娯楽以外の専門的／科学的／技術的なサービス、娯楽以外の卸売店・小売店。

※ 2020年5月5日付け貿易産業省通達 MC20-22

https://www.covid19.gov.ph/wp-content/uploads/2020/05/050520_MC2022.pdf

7. ショッピングモールやショッピングセンターの営業は限定的に可能とするが、娯楽目的の店舗やサービスは引き続き営業不可とする。商業施設内の各店舗の営業体制は、本節第6項による。21歳未満または60歳以上の者は、生活維持に必要な物資やサービスを利用したり、認可された事業所で勤務したりするために必要な場合を除いて自宅にとどまるものとする。貿易産業省のガイドライン(※)に従って、商業施設の運営を行う。

※ 2020年5月4日付け貿易産業省通達 MC20-21

https://www.covid19.gov.ph/wp-content/uploads/2020/05/040520_MC2021.pdf

8. 官民を問わず、全ての建設プロジェクトを進めることができる。工事に当たっては、公共事業道路省の建設安全ガイドラインに従うこと。
9. アミューズメント施設、ゲーム産業の施設、フィットネス施設、子供向け産業や観光産業等の第4種産業(貿易産業省の文書を参照)は営業／操業を禁じる。第4種産業の具体的な内容については、貿易産業省が別途発出した文書を参照されたい。
10. ホテルまたは類似施設は、営業を禁じる。ただし、以下の者に対しては、宿泊提供のみ可能。
 - a. (ルソン地方以外のみ)2020年5月1日現在で予約を確保していた外国人
 - b. すでに長期の宿泊予約を確保していた者
 - c. 困窮したOFW(フィリピン人の海外就労者)、身動きの取れないフィリピン人や外国籍の者

- d. フィリピンに帰還し、所定の隔離措置を受ける OFW
 - e. OFW 以外で、強制的な隔離措置を行う必要がある者
 - f. 保健関係者など、政府が営業／操業を認めている業種に従事する者
11. GCQ 施行期間中は物理的な授業は中止する。ただし、(学校の)2020／2021 年度において、以下のとおり。
- a. 基礎教育(教育省の「基礎教育継続計画」による)
 - 1 2020 年 8 月 24 日に始業、2021 年 4 月 30 日に終業。
 - 2 私立学校の始業日は法律の定める範囲内で認められる。2020 年 8 月 24 日以前の物理的な授業は不可、同日以降は感染リスクが然るべきレベルまで低下し、所要の保健関連基準を順守できることを確認できれば授業を行うことができる。
 - 3 その地域の感染リスクのレベルに応じて、遠隔教育など代替的な教育手段を援用する。
 - 4 オンライン形式を除き、教育関連の各種行事、学校のスポーツ活動、大学での報道活動、就職関連行事などは中止する。
 - b. 高等教育[CHED(高等教育委員会)の高等教育機関向け勧告による]
 - 1. オンライン教育は随時開始可能、フレキシブル・ラーニングは 2020 年 8 月から開始可能、物理的な授業は 2020 年 9 月 1 日以降に開講可能。
 - 2. 私立の高等教育機関は 2020 年 8 月以降の開講を勧奨。
12. 未承認／不要不急／娯楽目的の大規模な集会(映画上映会、コンサート、スポーツ行事など)は禁止する。所要の保健関連基準を順守することを前提として、10 名以下であれば会合を開催できる(ただし、宗教的な会合は控えられたい)。
13. マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保といった保健関連基準を順守することを前提として、ウォーキング、ジョギング、ランニングや自転車など、屋外における個人の運動は認められる。21 歳未満または 60 歳以上の者、免疫不全や合併症等の健康リスクを持つ者、妊婦、その同記者も、個人の運動のために外出することを認められる。
14. 道路、鉄道、航路、空路での公共交通は、運輸省のガイドライン(※)に従って、輸送人員を減らし、乗客間の間隔を必ず 1m 以上確保した状態で、運行する。

※ 運輸省のガイドラインは【参考 2】として後掲。

第 5 節 修正された、一般的なコミュニティ隔離措置 (Modified General Community Quarantine)

1. GCQ と同様に、公衆衛生基準を順守しなければならない。
2. 全ての者が住居から自由に外出できる。
3. 個人やグループは、所要の保健関連基準を順守することを前提として、屋外で接触のないスポーツ (ゴルフやテニス、卓球、水泳など) を行うことができる。
4. 集会 (映画上映会、コンサート、スポーツ行事などの娯楽活動、コミュニティの集まり、宗教関係の集会、仕事関連の不要不急の会合など) は、会場収容能力または席数の半分に以下に参加者を制限することを前提として、認められる。
5. 高等教育機関における物理的な授業は、要件 (保健関連基準を順守でき、地方自治体の了解が得られ、CHED のガイドラインを遵守できる) を満たせば、行ってもよい。
K-12 の基礎教育については、教育省の「基礎教育継続計画」が適用される。
6. 官民間問わず、全ての事業所は通常 (100%) の人員体制で営業 / 操業できる。60 歳以上の者、免疫不全や合併症などの健康リスクを抱える者や妊婦には代替的な勤務体制を適用されたい。
7. 道路、鉄道、航路、空路での公共交通は、運輸省のガイドラインに従って、乗客間の間隔を必ず 1m 以上確保した状態での運行が認められる。
8. 運輸省のガイドラインの下で、外出認定者が利用する民間事業者のシャトルバスや自家用車は運行が認められる。自転車など動力装置のない移動手段の利用を強く勧奨する。
9. 官民間問わず、全ての建設プロジェクトを進めることができる。工事に当たっては、公共事業道路省の建設安全ガイドラインに従うこと。
10. 事務所、事業所、個人は、本節第 6 項に従うことを前提として、以下のとおり営業 / 操業を行うことができる。
 - a. 第 1 種及び第 2 種の産業カテゴリーは、通常 (100%) の人員体制で営業 / 操業できる。
 - b. 第 3 種産業カテゴリーも通常 (100%) の人員体制で営業 / 操業できる。ただし、理髪業、美容室、その他のパーソナルケアサービスは、店舗の収容能力の 50% 以下で営業できるものとする。スーパーマーケット、食料品店、調理済食品販売店の店内イートインコーナーは席数の 50% 以下でサービス可能とする。
 - c. 第 4 種産業カテゴリーと、その他全ての事業所は、50% 以下の人員体制での影響を認める。
11. 政府職員は通常 (100%) の人員体制で運営できるが、代替的な勤務形態の併用も検討ありたい。外交官及び国際機関は通常 (100%) の人員体制に復旧できる。

第 6 節 隔離措置以降の感染対策

いずれの隔離措置も適用されていない地域は「ニューノーマル(感染症のまん延を防止するような新しい行動様式や基準。大規模な集会の禁止などが含まれるものと想定)」の状態となりうる。

第 7 節 ゾーン間、ゾーン内の移動に関するガイドライン

1. 陸路、海路、空路を問わず、また、隔離措置の段階(ECQ、MECQ、GCQ、MGCQ)を問わず、あらゆる貨物の移動は妨げられない。貨物輸送、トラック輸送、クーリエ配送、港湾運営など物流部門に従事する者も、貨物と同様に、自由に移動できる。全ての地方自治体は政府のルールを厳格に順守する。なお、陸上の貨物輸送では、貨物の積載の有無を問わず、最大 5 人まで乗務可能とする。

地方自治体や地方の保健機関は、貨物輸送車に乗務する無症状の運転手や同乗者に 14 日間の隔離措置を求めるなど、政府のルールと整合しない指示を出してはならない。また、貨物輸送車に乗員席を追加設置するなどして、乗員間で十分な間隔を確保できるよう徹底ありたい。なお、検問所では警察が求めるチェックを受けるものとする。

2. 以下の者は、あらゆる隔離措置の地域を自由に移動できる。医療や緊急の感染対策に従事する者の移動を優先する。
 - 1) 保健関係者、緊急の感染対策を担う者
 - 2) 政府職員及び感染対策を担う政府の現場関係者
 - 3) 人道的支援活動を行う者
 - 4) 医療または人道的な理由で移動する者
国際線に搭乗するために空港へ向かっている者
 - 5) 帰国した OFW、自宅に戻る在外フィリピン人
 - 6) 所定の隔離措置を経て政府や自治体が移送する者
認可を受けたシャトルサービス

(略)

OFW、海外留学生、人的交流の交換プログラム参加者、外国籍の永久居民、身動きの取れなくなった外国人、医療または人道的な理由で出国しようとする者は、どの空港または海港から出国しても良い。ただし、フィリピン人に入国制限を課している国へのフィリピン人の渡航はこの限りではない。出国者に随伴して空港または海港まで同行する者は、随行者が出発地まで戻ることを前提として、1 名まで認める。

(略)

3. 認可された業務や必要不可欠な用件がない者が ECQ に入ることはできない。
4. 同様に、認可された業務や必要不可欠な用件がない者は MECQ に入ることはできない。事業者はゾーン外から MECQ に通う従業員のために事業所または近隣に宿泊施設を手配するか、通勤用のシャトルサービスを提供してもよい。
5. 同様に、MECQ または ECQ のゾーンから、不要不急の用件で外出することは禁じられる。
6. GCQ または MGCQ の適用地域をまたぐ移動は、レジャー以外の目的であれば、認められる。
7. GCQ 適用地域と隔離措置が適用されていない地域との移動は、レジャー以外の目的であれば、認められる。MGCQ と隔離措置が適用されていない地域との移動は、自由に移動できる。

第 8 節 一般条項

1. 地方自治体は、GCQ が施行されている地域において、就業者以外の外出を取り締まり、人の移動に関するルールが順守されるよう、政府のガイドラインに沿って、所要の条例を設けられたい。
2. あらゆる金融機関は、30 日以上、または隔離措置の解除日のいずれか遅い方まで、ECQ または MECQ の適用期間中に支払期限を迎えるローン返済、クレジットカード返済等について、無利子、ペナルティなしで、支払猶予措置を講じることになっている。

家賃についても同様に、賃借する個人や零細・中小企業が営業／操業できない場合、ECQ、MECQ、GCQ の適用期間中に支払期限を迎える家賃については、30 日間隔離措置のまたは解除日の遅い方まで、無利子、ペナルティなしで、支払いを猶予することになっている。

3. それぞれの産業や事業所の営業／操業については、労働省と貿易産業省等が監督していく(特に、本ガイドラインに基づいた人員体制や衛生管理を点検)。
4. 貿易産業省と労働省が共同で発表した「職場復帰ガイドライン」(※)と保健省の「職場復帰ガイドライン」を基に、最小限の保健関連基準を順守されたい。

※ 貿易産業省・労働省 「職場における新型コロナウイルス感染防止・管理ガイドライン」

【別添 2】これをわかりやすく解説した資料

<https://www.covid19.gov.ph/wp-content/uploads/2020/05/DOLE-AND-DTI-GUIDELINES-ON-WORKPLACE-PREVENTION-AND-CONTROL.pdf>

5. 全ての者は自宅から外出する際には必ずマスクを着用し、新型コロナウイルスの感染を防止するための防護を行うものとする。地方自治体はこれを徹底するために必要な条例等を設けられたい。
6. スーパーマーケット、公設／施設の生鮮市場、食料品店、農業・漁業に必要な資材の販売店、ペット用品店、薬局、ドラッグストアなど生活に必要不可欠な物資を販売する小売店舗は、その営業時間を最大 12 時間以内とする。地方自治体はこの営業時間を順守する事業者を認可し、特に生鮮市場についてはソーシャルディスタンスが十分確保されるよう監督ありたい。
7. 新型コロナウイルス感染に伴って生じる、医療関係者や患者、OFW 等に対する風評や偏見等による不利益への対応

第 9 節 本ガイドラインは公示日(2020 年 5 月 16 日)より即時発効する。

【参考 2】 GCQ における公共交通運行ガイドライン(運輸省、2020 年 5 月 3 日発行)

航空

- ・ GCQ においては、次のフライトの運行を認める。
 - 1) 政府及び軍のフライト
 - 2) 当局の指示に従う国際便
 - 3) 救命及び医療物資の輸送便
 - 4) 空運のために必要な業務用のフライト
 - 5) 同上
 - 6) 緊急機(国内の GCQ 下にある地域との国内便)
 - 7) その他、当局が必要と認めるフライト
- ・ 全ての乗員は、マスク、フェイスシールド、個人防護服を着用すること。
- ・ 有効な旅行関連文書を所持している乗客のみが、検温を受けただうえで、空港施設内に進入できる。
- ・ 空港施設内ではソーシャルディスタンスを確保しなければならない。
- ・ X 線検査、携行スキャナー、携行金属探知機等の機器を使って、非接触の方法で、保安検査を行う。
- ・ 携行荷物の上限は厳格に適用される。
- ・ 空港施設内では、保健当局が認定する者が新型コロナウイルスに関する検査を行う。
- ・ 航空機～空港施設内、搭乗ゲートエリアなど、空港施設内の結節点には消毒用アルコール／ハンドソープが常備され、出入口には履物(靴裏)を洗浄できる消毒プールを設ける。
- ・ 空港施設内に安全に関する情報やポスターを掲示し、情報の周知を図る。
- ・ インターネット、ソーシャル・ネットワーク・サービス等も活用して乗客への周知徹底を図る。
- ・ 全ての出入国客は、電子的な方法によって健康状態申告(Health Declaration)と乗客位置情報(Passenger Locator Form)を登録する。

海運

- ・ 当局の基準により、定員の 50%以下に乗員数を抑制する。
- ・ 港湾施設に進入する際は、健康状態申告(Health Protocol Forms)を提出し、検温を行う。
- ・ 港湾施設内、船舶内ではソーシャルディスタンスを確保しなければならない。
- ・ 港湾施設内において、乗客ターミナル、港湾合同庁舎等は物理的な距離を確保しなくてはならない。
- ・ 建物、船舶等の結節点等に消毒プールやハンドソープを設置し、常に清潔な状態を維持する。
- ・ 安全管理に必要な情報が周知徹底されるようにする。

道路

- ・ 当局の認可を受けた全ての公共車両は、安全、乗員数、Coverage/Scope の 3 点を重視する。
- ・ 安全とは、運転手がマスクと手袋を着用し、車両やターミナル、乗客が十分消毒された状態を確保し、ウイルスの感染と拡大を防止することである。
- ・ 乗員数とは、乗員がお互いに物理的な距離を確保できる乗員数である。
- ・ 公共交通として使用されるバスとジープニーは、運転手と車掌を除き、定員の 50%以下を厳守する。
- ・ 乗り合いタクシーやタクシーは、乗客席に 2 名を超える乗客を乗せてはならない。助手席に 1 名を乗せることはできる。
- ・ トライシクルはサイドカーに乗客 1 名のみを乗せても良い。
- ・ 私有の自動車とバイクは IATF が外出を認める者のみが乗用できる。
- ・ 私用の自動車は、助手席に 1 名、乗客席に 1 列当たり 2 名まで、乗客を乗せることができる。
- ・ バイクは運転手のみ乗用できる。他方で、自転車やそれに類する乗り物の利用は大いに奨励されるため、地方自治体は自転車等のレーンを設けるなど、奨励策を講じられたい。
- ・ GCQ 施行エリアの各ルートを実行する公共交通車両は、その車両の乗員数で決まる。
- ・ バスのように多くの乗員を乗せる公共交通車両は優先的に運行を認められる。バスや近代化ジープニーでカバーできないエリアはジープニーや乗り合いタクシーの運行が認められる。
- ・ 陸運局はすでに公共交通車両の運行に関する特別免許の発行準備を完了しており、運転手や運行会社はオンラインで陸運局に申請されたい(無料)。
- ・ 私有車の所有者、公共交通車両の運転手と運行会社、公共／私営の交通ターミナルの運営会社で、このガイドラインを遵守しないものは罰せられる。

鉄道

- ・ マニラ首都圏で ECQ が解除された後(または 5 月 16 日以降)、LRT1 号線、LRT2 号線、MRT3 号線と国鉄は限定した乗員数で運行を再開する。
- ・ ECQ 施行前のルールと新型コロナウイルス対策に関わる各種ルールを踏まえて、運行を再開する。
- ・ 駅や車両内では、1m 以上の間隔を厳格に確保する。そのために必要な標識等を設置する。
- ・ 保健当局のルールにより、以下の者は駅に進入できない。
 - マスクを着用していない者
 - 新型コロナウイルスの感染症状がみられる者、37.8 度以上の熱がある者
 - 高齢者、20 歳以下の者、妊婦
- ・ 車両、駅構内等の消毒を励行し、消毒プールやハンドソープを設置し、常に清潔な状態を維持する。

(出所) フィリピン運輸省ウェブサイト

<http://dotr.gov.ph/55-dotrnews/1339-read-omnibus-public-transport-protocols-guidelines-set-by-the-department-of-transportation-dotr.html>

<https://www.facebook.com/DOTrPH/>